

(表)

年 月 日

(宛先) 山武市長

(申請者) 住所又は所在地

電話番号

氏名又は名称

(代表者職氏名)

印

山武市観光関連事業者等支援金申請書 (兼請求書)

私は、裏面の各誓約事項等に誓約・同意のうえ、下記のとおり山武市観光関連事業者等支援金を申請します。

記

1 申請 (請求) 金額 _____ 円

2 事業所の情報

事業所名 (屋号)	
事業所所在地	千葉県山武市
観光関連事業者等の種別	<input type="checkbox"/> 宿泊事業者 (旅館・ホテル: 客室数 _____ 室) <input type="checkbox"/> 宿泊事業者 (簡易宿所) <input type="checkbox"/> 宿泊事業者 (住宅宿泊事業) <input type="checkbox"/> 海の家事業者 <input type="checkbox"/> 観光バス事業者 <input type="checkbox"/> タクシー事業者

※観光関連事業者等の種別の該当箇所に☑をしてください。

※複数の宿泊施設を経営している場合は、市内の事業所名及び所在地を全て記載し、客室数の合計を記入してください。

3 その他要件確認 (該当する項目に☑をしてください。)

申請日現在、山武市商工会又は山武市観光協会の正規会員であること。

事業実態があり事業継続の意思があること。

令和3年7月末日以前に納期の到来した市税等の未納がないこと (徴収猶予許可者を除く。)

事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

暴力団関係者でないこと。

4 振込指定金融機関口座 (通帳の写しを添付してください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1 普通 2 当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種類・口座番号(7桁) (通帳見開き下部に記載) をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。また、必ず普通預金口座又は当座預金口座を指定してください (定期預金口座・貯蓄預金口座を指定しないでください。)

【裏面あり】

(裏)

5 添付書類

(1) 営業許可証等の事業に必要な許諾等がわかる書類の写し

種別	個別に必要な申請書添付書類
宿泊事業者(旅館・ホテル)	・旅館業法の許可書の写し ・客室数が確認できる書類の写し
宿泊事業者(簡易宿所)	・旅館業法の許可書の写し
宿泊事業者(住宅宿泊事業)	・住宅宿泊事業に係る届出番号を確認できる書類の写し
海の家事業者	※令和元年度中の許可実績については、商工観光課にて確認します。
観光バス事業者	・一般貸切旅客自動車運送事業者の許可証の写し
タクシー事業者	・一般乗用旅客自動車運送事業者の許可証の写し

(2) 事業実態がわかる書類の写し(確定申告書、売上台帳等)

(3) 振込指定口座の通帳の写し

(4) 申請者が個人の場合は、本人確認のための公的身分証明書(運転免許証等)の写し

(5) 市外に住所を有する個人事業主については、市税等の未納がないことが確認できる証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

誓約・同意事項

私は、山武市観光関連事業者等支援金(以下、支援金という。)の給付申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。この誓約に反したことにより、当該支援金を返還することとなっても、異議は一切申し立てません。

- (1) 市税等の未納(徴収猶予許可者を除く。)がなく、支援金の各支給要件全てに該当します。
- (2) 支援金の支給要件の該当性等を審査するため、山武市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、山武市において支給決定をした後は、支援金の請求書として取り扱います。
- (5) 山武市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年11月30日までに、山武市が申請・受給者に連絡・確認できない場合には、山武市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 支援金の支給後、支援金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、受給した支援金を返還します。
- (7) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - ・暴力団(山武市暴力団排除条例(平成24年3月16日条例第1号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ・暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)
 - ・暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者
- (8) 山武市暴力団排除条例の趣旨に基づき、山武市が暴力団排除に必要な場合には、千葉県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

(市に対する要望等ございましたらご記入ください。今後の施策の参考とさせていただきます。)